ることになった。

## 分与賞典禄の研究

――尾張徳川家の場合―

考えなくてはならなくなった。その結果、有功の者へ賞典禄を給また同時に、戦功だけでなく王政復古に尽力した人々への賞与もた兵力で鎮圧することに成功した。この戊辰戦争の勝利は新政した兵力で鎮圧することに成功した。この戊辰戦争の勝利は新政した兵力で鎮圧することに成功した。この戊辰戦争の勝利は新政をはじめ東維新黎明期において明治新政府は、鳥羽・伏見の戦をはじめ東

以○○○両が与えられた。 宮如雲には永世禄四○○石、同田中国之輔(不二麿)には一時金、 九月二六日の復古賞典の際には慶勝が従一位に陞叙され、藩士田

松

平

秀

治

かという点について検討を加え、従来の研究の空白部分をいささ家に支給された賞典禄が、有功の藩士等にどのように配分されたされたものは殆んどない状態である。そこで本稿では、尾張徳川についてはすでに述べられているが、給与後の問題に関して詳述ところで、賞典禄支給決定までの政府部内における審議過程等

文書であることをあらかじめお断りしておく。 なお、本稿で使用する原史料はすべて徳川林政史研究所の所蔵

かなりとも補うことにしたい。

四日函館賞典、その二六日復古賞典が発表され、皇族・公家・大付することになり、明治二年六月二日戊辰戦争賞典、同年九月一

名をはじめ有功の士等に総高一○○万石に及ぶ賞典禄が与えられ

さて、本稿で取上げようとする尾張徳川家は、明治二年六月二

### 明治維新と尾張藩

末には尊王思想を持つ慶勝が藩主となって、幕府の開港に反対す尾張藩は徳川御三家の筆頭として重きをなした藩であるが、幕

あった。なお尾張藩は、王政復古にも積極的に尽力したことから、五〇〇〇石を給与されたが、これは戊辰戦争の戦功によるもので慶勝は徳成の二代前の藩主で当時は隠居の身分)で、永世高一万日に徳川慶勝・徳成(のち義宜と改名)父子連名(徳成は藩主、

その後慶勝は、朝幕間の周旋に努力したがそれも成功せず、つい譲定に、藩士荒川甚作・丹羽賢・田中国之輔が参与に任命された。で実父慶勝が後見役となった。これ以後尾張藩は、尊王を旗たので実父慶勝が後見役となったが、元千代はわずか六才であっめ義宜)が封を継ぐこととなったが、元千代はわずか六才であっめ義宜)が封を継ぐこととなったが、元千代はわずか六才であったので実父慶勝が後見役となった。茂徳のあとは養子元千代(慶勝九月隠居せざるをえなくなった。茂徳のあとは養子元千代(慶勝本主茂徳の立場は極めて微妙な状況に追い込まれ、ついに翌三年本の後慶勝は、朝幕間の周旋に努力したがそれも成功せず、ついた翌三年本の後慶勝は、朝幕間の周旋に努力したがそれも成功せず、ついに翌三年本の後慶勝は、朝幕間の周旋に努力したがそれも成功せず、ついた翌三年本の後慶勝は、朝幕間の周旋に努力したがそれも成功せず、ついた翌三年本の大阪に

が旗幟を鮮明にし、朝廷側に立って勧説に当たったためと見られが、その短期間に成果を収めえたのは、やはり親藩筆頭の尾張藩運動は順調に進展したので、明治元年三月末をもって中止されたとの特使は、尾張近国に所領をもつ大名・幕臣等に対して勤王をこの特使は、尾張近国に所領をもつ大名・幕臣等に対して勤王をいた。この勢正誘引のため藩士丹羽賢・鷲津九蔵らや謹慎を命じた。ついで勤王誘引のため藩士丹羽賢・鷲津九蔵らや謹慎を命じた。ついで勤王誘引のため藩士丹羽賢・鷲津九蔵ら

に当たっては、藩士上野資寿が一○○余名を率いてこれに従軍しを出立したが、ついで二二日大総督有栖川宮が名古屋を出発する隊長として七八四名を東下させた。この部隊は二月一八日名古屋道先鋒を命ぜられたので、藩士富永孫太夫兼保・津田帯刀寛敦を道先鋒を命ぜられたので、藩士富永孫太夫兼保・津田帯刀寛敦を道先鋒を命ぜられたので、藩士富永孫太夫兼保・津田帯刀寛敦を

ている。

州藩に命ぜられたので、藩士水野忠雄がその折衝に当たり、一一た。四月になると江戸城の明け渡しが決まり、その受取り方を尾いると兵を割いて鎮圧に向ったが、大きな戦いには遭遇しなかった。東下した藩兵は、途中各地で敵が屯集しているとの情報がは

日無事入城するとともに諸事務を終え、ついで有栖川宮の入城と

て、四月二四日津田寛敦が兵隊を率いて出発、翌閏四月五日に中会津から越後へ侵入し、更に中野方面にも攻め入ったためであっ命によって信州中野へ出動した。この派兵は、旧幕府脱走兵等がなった。その後一部の兵は江戸城諸門の警衛に任じたが、一部は

野へ着陣した。ところが越後高田方面の情勢が急変したため、直て、四月二四日津田寛塾が与隊を率いて出発、翌世四月五日に中て、四月二四日津田寛塾が与隊を率いて出発、翌世四月五日には

新左衛門ら一四名を斬に処し、同志と見られる多数の藩士に隠居年正月二〇日に帰国した慶勝は、二五日までの間に佐幕派の渡辺内の賊徒誅戮・近国領主の勤王誘引を命ぜられ帰国した。明治元は再び佐幕派が台頭し、不穏な情勢に立ち至ったため、慶勝は領が慶勝が勤王派を率いて上方で王事に関与している隙に、国元でに鳥羽・伏見の戦となり戊辰戦争が開始されるに至った。ところ

いて名古屋を出陣し、美濃太田へ兵を進め、ここを本営とした。

地に分遣され、一隊は八月一〇日、奥州長沼町で会津兵と戦火を 同月二三・二四日の両日に富永兼保を隊長とする部隊四三〇名余 に加わって戦功があった。ついで七月奥州への派兵を命ぜられ、 いたので江戸への召還命令が出され、新井において尾州表から到 ちに中野から越後へ進軍したところ、高田方面はほぼ鎮定されて このように東海道を下った部隊は江戸から信州・越後、また奥州 したため引揚げることとなり、全軍一一月三日東京へ帰着した。 交えて退けたが四名の負傷者を出し、更に会津へ進攻した。また が東京(この月江戸を東京と改めた)を進発した。この部隊は各 江戸では五月に上野の彰義隊の討伐が行なわれ、尾藩もこの攻撃 着した千賀与八郎信立の率いる藩兵と交代して江戸に引揚げた。 なり、入京しないまま名古屋に戻った。また京都にあった犬山藩 京しようとしたが、その途中で、朝命が下り、会津兵等の先鋒が 王に統一し、また勤王誘引工作を終えた慶勝は、元年四月下旬上 援をするよう命ぜられた。慶勝は閏四月九日自ら兵一五〇〇を率 主成瀬正肥 (新政府の 会計事務局権判事) と 尾張藩士田宮如雲 信州北部まで進攻してきたために北陸道の官軍を救援することに へ凱旋し、他の一部は一二月一四日東京から名古屋へ帰陣した。 へと転戦したが、一一月一○日東京を出立して同二一日に名古屋 一部は白河から二本松へと進軍したが、既にして奥羽鎮圧が成功 (参与職・国事事務判事)にも、新政府の役職を解いて慶勝の応 次に甲信両国へ出兵した部隊の動向についてみると、藩内を動

> 井も数日中に名古屋へ帰陣した。 井も数日中に名古屋へ帰陣した。 井も数日中に名古屋へ帰陣した。 また成瀬・田宮も手兵を率いて同日信州へ進発し、両名は信州馬 がは、五月二日の田府を引揚げた。ここに甲信の鎮撫がなったので、 五月二五日慶勝は太田の陣を撤し、翌日名古屋へ帰陣したところ、 た、五月一○日甲府を引揚げた。ここに甲信の鎮撫がなったので、 元月二五日慶勝は太田の陣を撤し、翌日名古屋へ帰陣したところ、 がめて箱根に屯集する旧幕兵討伐軍の増援を命ぜられたため、信 州に残留する人見高景に犬山藩兵をつけて甲府に向わせたが、甲 州に残留する人見高景に犬山藩兵をつけて甲府に向わせたが、甲 州に残留する人見高景に犬山藩兵をつけて甲府に向わせたが、甲 州に残留する人見高景に犬山藩兵をつけて甲府に向わせたが、甲 がは、翌日名古屋へ帰陣したところ、 で、 一五名の部隊が塩尻に進出し、信州の旧幕領を管轄するとと また成瀬・田宮も手兵を率いて同日信州へ進発し、両名は信州馬 はに越後に備えたが、九月中旬に渡辺は横井兵吉と交代、この横 中も数日中に名古屋へ帰陣した。

部隊は四隊に分かれて行動することになり、一隊は新発田へ進み、 部隊は四隊に分かれて行動することになり、一隊は新発田へ進み、 世の入職で 、六月初旬には長岡に進撃、この方面で七月末まで転 、大月初旬には長岡に進撃、この方面で七月末まで転 、大月初旬には 、大月初旬には 、大月初旬には 、大月初旬には 、大月初旬には 、大月初旬には 、大月初旬には 、大月初旬には 、大月初旬に 、大日初日 、大日 、大日初日 、大日初日 、大日初日 、大日初日 、大日初日 、大日 、大日 、大日 、大日 、大日

隊が最も多く実戦に参加するところとなり、戦功もあげたが死傷撤兵し、一一月末までには名古屋に凱旋した。この北越出兵の部庄内へと進攻したが、一○月には奥羽の鎮圧が終了したので順次上隊は米沢方面に向い、また一隊は会津へ、そして最後の一隊は

者も多く出した。

(2) は上、幕末・維新期の尾藩の動きについて略述したが、維新期以上、幕末・維新期の尾藩の動きについて略述したが、は新知の尾藩の功績に対し、明治二年六月二日に戊辰戦争の戦功という形で賞典禄一万五〇〇〇石を徳川慶勝・徳成父子に給与する足上に著しい効果があったと言える。このように維新期における尾上に著しい効果があったと言える。このように維新期における尾上に著しい効果があったと言える。このように維新期における尾上に著しい効果があったと言える。このように維新期における尾上に著しい効果があったと言える。このように維新期における尾上に著しい効果があったと言える。

# 二 明治二・三年分の賞典禄配分

分物成の計算)で支給することにして領地を指定せず領有権の拡賞典禄の支給が確定した。さて、新政府は賞典禄を現米(二ッ五七日にこれを辞退する旨の上表文を呈したが一九日に却下され、(3)明治二年六月二日に賞典禄を与えられた徳川慶勝父子は、同一

たことによるものであろう。
たことによるものであろう。
たことによるものであろう。

たことによるものであろう。
たことに、大名側に一任した。勿論政府は、賞典禄を受けた大することは、大名側に一任した。勿論政府は、賞典禄を受けた大することは、大名側に一任した。勿論政府は、賞典禄を受けた大することによるものであるが、尾張徳川家の場合は直ちに藩士への分与という形態をとらず、が、尾張徳川家の場合は直ちに満身ででに一応終えていた。その理由は、賞典禄を更に有功の家臣に分与大を防止したが、大名に給付した賞典禄を更に有功の家臣に分与大を防止したが、大名に給付した賞典禄を更に有功の家臣に分与

すなわち、明治元年末には尾張藩の出征兵士が帰国しており、 すなわち、明治元年末には尾張藩の出征兵士が帰国しており、 刀・た。この恩賞の内容は、軍功士卒に蔵米で終身加増したり、 刀・ 脇差を与えたり、また家格を上げたりしたものであった。この時 励差を与えたり、また家格を上げたりしたものであった。この時 の賞禄の額や人数については未詳であるが、版籍奉還以前である から、加増の場合は当然尾州藩の貢租から支出されたものと考えられる。このように有功士卒に対し、ある程度の賞与を実行して られる。このように有功士卒に対し、ある程度の賞与を実行して いたので、徳川父子に対する賞典禄を直ちに分与する必要がなかいたので、徳川父子に対する賞典禄を直ちに分与する必要がなかいたので、徳川父子に対する賞典禄を直ちに分与する必要がなかいたので、徳川父子に対する賞典禄を直ちに分与する必要がなかいたので、徳川父子に対する賞典禄を直ちに分しており、 つたと思われる。

(現米では一二五○石に当たる)を現金で名古屋藩に引渡す旨藩の、徳川家でも救済措置を講ずる意味で賞典禄を分賦することる家禄の減少分を多少とも補塡する意味で賞典禄を分賦することる家禄の減少分を多少とも補塡する意味で賞典禄を分賦することを正式に決定し、明治二年分賞典禄の三分の一、高五○○○石を正式に決定し、明治二年分賞典禄の三分の一、高五○○○石を正式に決定し、明治二年分賞典禄の三分の一、高五○○○石を正式に決定し、明治二年分賞典禄の三分の一、高五○○○石を正式に決定し、明治二年分賞典禄の三分の一、高五○○○○石を正式に決定し、明治二年の一月、名古屋藩では士卒の家禄を削減する禄制ところが二年一一月、名古屋藩では士卒の家禄を削減する禄制ところが二年一一月、名古屋藩では士卒の家禄を削減する禄制ところが二年一一月、名古屋藩では一次の一次では一次では一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では一名の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本の一方では、日本のでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは

出 兵 4	等	人	数	金	額(円)	1人平均	自金額(円)
A 北 越	等		830		5, 794	<u> </u>	6.98
B 北越・奥羽	•東海道		824	:	2, 716. 5		3.3
C 信 州・コ	化 越	約	532	;	2, 205. 5	約	4. 15
D 美 濃	太 田		984		708.5		0.72
E 塩	尻		226		204.5		0.9
F 北越への	使 者 等		150		112.25	ļ	0.75
G 東京・信州等	への使者		43		25.25		0.59
H成瀬家門	付属等	_	15	-	23		1.53
合	計	約	3,604	1	1, 789. 5	約	3.27

第1表 明治2年分賞典禄分配金額表

「北越・奥羽出兵之輩エ巴年御賞典禄分配金等調帳」より作成。

れたのは総括千賀与八郎の三〇〇円で、この金額は二年分の分配 であるから当然であるが、このAグループの中で最高額を与えら 多額の金が支給されている。これは越後での激戦を経てきた部隊 どまった。第一表からわかるように、A北越への出征士卒に最も 面に出陣した者たちなどがAについで多額となっている。このB 金中でも最高額であった。そしてB・Cグループの信州・北越方 に出張した士卒に対しては、酒肴料名目の一時金を給与するにと に改めた)を分配した。但し、実戦に参加しなかった太田や塩尻 を使用しているが、本稿では便宜上一両=一円で換算し、円表示 対して総額一万一七八九円余(当時はまだ両・分・朱の古い表示 れておらず不明確なところもあるが、およそ三六〇〇名の士卒に 右の配分結果は第一表の如くであり、一部人数が史料に明記さ

関する交渉を徳川家との間で開始した。 当局に申入れた。ついで藩側もこれを諒承し、 さて、軍功士卒各人に対する分配金額の決定がいかなる方法で 実際の分与事務に

同年九月までにその事務を完了した。

ことになるが、明治二年分の分与金は四年二月以降各人に支給し、 徳川家から受取った現米一二五〇石分の代金一万円余を分配する 金額は名古屋藩に一任されたとみてよかろう。そこで藩庁側は、 対する分賦金額について藩当局と交渉したものがないところから、 賞典禄の三分の一を藩に引渡した徳川家の記録中には、各個人に 功調査結果を参考に、名古屋藩の軍事掛が決めたものと思われる。 行なわれたかは未詳であるが、二年二月の賞与の基礎となった戦

最高金額であり、Fは七円、G・Hは三円が最高額で、全体的に に参加しておらず、金額の面でもD・Eグループは一〇円支給が ・田宮如雲の一〇〇円であった。これ以外のD~Hは殆んど実戦 ・Cグループの内で金額の多い者は、渡辺鉞次郎正蔭・松本新作

少額となっている。

このため暮地太郎に二五円、隊士三〇数名に各一〇円ずつ分与金 て帰順隊と呼び、その後彰義隊の討伐や会津の戦争に出陣した。 鋒の尾張藩を頼ってきた。そこで官軍側はこれを尾張藩附属とし で、戊辰戦争にあたって忠篤と意見のあわなかった暮地太郎らが が、これはもと庄内藩主酒井忠篤の指揮下にあった新徴組の隊士 戦死した四名に対しても各一○円が贈られた。次に帰順隊である 名が戦死した。これら正気隊士約七〇名に各一〇円が下付され、(3) され、藩兵の先鋒となって北越に出撃して奮闘し、本多又蔵ら四 て組織したもので、戊辰戦争に際して尾張藩に出征を出願して許 児郡の柳生豊綏・林宜親・兼松守誠らの有志が勤王の人々を集め ループの最後に加えられている)の順であった。正気隊は美濃可 礴隊、Aの集義隊(但し、集義隊は北越には行っていないがAグ の頒与金である。草莽隊の中でも多額の金を与えられたのは、第 た出征士卒に与えられたが、なかでも注目されるのは草莽諸隊へ 新徴組を脱退し、官軍に加わろうとして、東海道を下ってきた先 一表中Aグループに属する正気隊とBの帰順隊で、続いてCの磅 以上のように二年分の分与金は、実戦に参加した者を中心とし

> この隊士二〇〇余名に対しては各三円が支給された。 れ、一〇〇名が名古屋に止まり、二〇〇余名が東下軍に加わった。れ、一〇〇名が名古屋に止まり、二〇〇余名が東下軍に加わった(g) 名には各五円が給せられた。そして集義隊は農民をもって組織さ この磅礴隊は東海道・信州方面で活躍したが、彼ら隊士一三〇余 **麿らの発起によって、藩が勤王の人々を招いて一隊を組織した。** これら草莽隊に給与された金額は、尾張藩の卒クラスに与えら

ことから、草莽諸隊は尾藩兵の最先鋒にあって戦ったことを意味 れた)を引当て、藩の軍事方に渡したものから支出された。 月に下付された現米一二五〇石(半分は石代で五六二五円交付さ ○○○余円が支給され、これは徳川家の二年分賞典禄の内三年七 すると思われ、草莽隊の活躍振りをよく示している。 れた金額(一人三円~一円五〇銭程度が大部分)よりかなり高い 以上、二年分の賞典禄の分与について述べたが、全体で一万七 次に三年分の分与については、詳細に記した史料が欠落してい

えられた賞典米の四分の一程度にしかなっていない。 円三三銭余~七円一二銭余で売却した計算)となり、徳川家に与 る。それに分配額を米に換算しても九〇〇石程(三年分は一石六 の総額は二万一七〇〇円余であるから、この分与額は三割弱であ 定してみると約五八〇〇円になるが、徳川家の三年分賞典禄代金 外に三年分も頒与したものと考えられる。そこでこの分配額を推 て不明確であるが、二年分の分配の際酒肴料名目で下付した者以

が支給された。また磅礴隊は、鳥羽・伏見の戦が起ると田中不二

の四分の一程度にすぎず、二年分の一時金受給者が切捨てられた

以上のことから三年分の頒与額は、徳川家への三年分支給総額

らの意見も参考にしたものと考えられる。

り一つが決定のものであるが、それだけ何度も修正を加えた上で

数字の異なった史料が残されている。つまり三つは案であり、残

ところで、有功の士卒各人に分与する高については、四種類の

四年九月には分与準備に着手していることは間違いない。秋できる。また分与時期も二年分の支給直後と推測される。然できる。また分与時期も二年分の支給直後と推測される。とになった。これがいつ採用されることになったか不明であるが、とになった。これがいつ採用されることにはったか不明であるが、とになった。これがいつ採用されることは間違いない。

|三 明治四年の賞典禄分与案

恐らく二・三年分の現金分配に対する意見が出るのを待ち、これのうちから各人に石高で分与する計画がなされた。この分貼が、四年になると功績者に永世又は終身の別をたて、賞典禄あるが、四年になると功績者に永世又は終身の別をたて、賞典禄のもあが、四年になると功績者に永世又は終身の別をたて、賞典禄の与高を決定するとにもなりかねない。そこでこの方法によって毎年各人の分配額を勘案する手間が省ける利点があるが、一旦分与高を決定するには、いきおい慎重にならざるをえなかった。日に禍根を残すことにもなりかねない。そこでこの方法によって毎年を決定するには、いきおい慎重にならざるをえなかった。日に禍根を残すことにもなり、公平を大力の対域者にある。

てそれぞれ検討を加えていくことにする。 決定した苦心の結果であろうが、以下これら四種類の史料につい

なされたと考えるのが妥当であろう。 箇所ができると手直ししたものをまた提出する、といった具合に蔵省布告の影響で、分与案ができるとすぐにそれを提出し、修正四つの書類とも大蔵省に差出された可能性が強いので、九月の大

取捨之帳」とあって、四年九月に名古屋で作成されたがのち東京分与取調帳」の表紙には、「明治四年辛 未 九月 尾州調、於東京では第十案の分与内容について検討を加えるが、この「賞典禄

第2表 黄典禄分与高比較表(単位 石)

					第1案 (4年11月)	第2案 (4年12月)	第3案 (4年12月)	決定高 (4年12月)
徳	Л		家	分	7,007.2	2,000	2,000	2,000
永	世	分	与	髙	4, 153. 4 (115)	8,973 (281)	8, 608 (272)	8, 901. 5 (299)
終	身	分	与	高	2, 615. 4 (215)	3,947 (317)	4,312 (563)	4, 018. 5 (536)
3	年 間	1 分	与	高	1, 144 (198)	0	0	0
招	魂		社	分	, 80	80	80	80
合			i	it .	15,000 (528)	15,000 (598)	15, 000 (835)	15,000 (835)
典	拠史	料	仮 番	号	84 41, 42	81,	43, 44	69, 82

註 ( )内の数字は分与をうける人数。

含まれる)の意見を聞いて決定したものと考えられる。 とまれる)の意見を聞いて決定したので、本邸には廢勝個人もができ、検討中ではあったが仮に一一月に県より大蔵省に提出されたようにも思えるが、詳細は不明とするほかない。ともかく分れたようにも思えるが、詳細は不明とするほかない。ともかく分ができ、検討中ではあったが仮に一一月に県より大蔵省に提出さができ、検討中ではあったが仮に一一月に県より大蔵省に提出さがで廃棄したものである。しかし同表題同内容の別帳がには四年一一で廃棄したものである。しかし同表題同内容の別帳が

### 分与賞典禄の研究

第3表 第1案永世分与高•人数表

		人			数		石高×人数(石)
石高(石)	士 族	士族厄介	卒	卒厄介	草莽	ä <del>†</del>	7,31(-2)
700	1	0	0	0	0	1ړ	700
280	1	0	0	0	0	1	280
144	1	0	0	0	0	1	144
140	2	0	0	0	0	2	280
136	0	1	0	0	0	1	136
70	1	0	0	0	0	1	70
69.6	0	2	0	0	0	2	139. 2
42	3	0	1	0	0	4	168
36	1	1	1	0	0	3	108
35	3	0	0	0	0	3	105
34.4	0	0	1	0	0	1	34.4
34	0	0	2	0	0	2	68
28.8	0	2	0	0	0	2	57.6
28	3	0	2	0	0	5	140
27.2	0	0	31	0	0	31	843.2
21.6	11	14	0	1	0	26	561.6
21	4	0	0	0	0	4	84
19.2	0	0	1	0	0	1	19.2
16.8	0	0	2	0	0	2	33.6
12	0	0	5	0	4	9	108
11.2	0	0	1	0	0	1	11.2
7.6	. 0	0	4	0	0	. 4	30.4
4	0	0	8	0	0	8	32
計	31	20	59	1	4	115	
石高合計	2, 146. 6	671.2	1, 266	21.6	48	_	4, 153. 4

註 土族は肩書に土族とのみあるもの、及び土族長男・土族隠居を含む。土族厄介は、土族叔父・土族弟・土族附籍などと記入された者で、卒と卒厄介の別も同様である。なお、第4表以下も同じ分類である。

第4表・第1案終身分与高・人数表

		.人				.数		石髙×人数(石)
石高(石)	士族	士族厄介	卒	民 籍	神職・寺僧	草 莽	計	11时个人数(11)
50.4	•1	0	0	0	0	0	1 .	50.4
35	1	0	0	0	0	0	1	35
31.2	0	0	1	0	0	0	1	31.2
28.8	0	3	0	0	0	0	3	86.4
28	5	0	0	0	0	0	5	140
21.6	9	13	0	3	0	0	25	540
20	0	0	38	0	0	0	38	760
18	0	0	2	0	0	0	2	36
16.8	1	0	0	0	0	0	1	16.8
16	0	0	1	0	0	0 .	1	16
14.4	3	. 4	.0	2	2	0	11	158.4
. 8	0	0	6	0	0	0	6	48
7.2	14	26	0	1	11	0	52	374.4
4	0	0	13	0	ò	0	13	52
2	0	0	1	. 0	0	0	1	2
1.2	0	0	40	0	0	0	40	48
計 220.8	0	0	0	0	0	14	14	220.8
計	34	46	102	6	13	14	215	_
石高合計	580.6	612	993. 2	100.8	108	220.8	_	2,615.4

次に第四表の第一案の終身分与について検討すると、二一五名

征した梶川虎鹿であり、次は三五石の野村秋助(北越に従軍)で料の表示は三六石、現米一二石六斗)を予定されたのは北越に出に対し、二六一五石余が配分されている。最高の五〇石四斗(史

五三石余を一一五名に配分している。ここには軍功の士卒だけが五三石余を一一五名に配分している。ここで第一案の永世分与の内容を示した第三表を見ると、四一て当時の禄制と比較できるようにとの配慮であったと推察される。てはなかろうか。すなわち、高五○○石は五○○俵に相当し、こではなかろうか。すなわち、高五○○石は五○○俵に相当し、これが一俵三斗五升入りで現米一七五石になるところから、一見しれが一様に取扱おうとしたのか不明であるが、この当時の士族禄制と同様に取扱おうとしたのか不明であるが、この当時の士族禄制と同様に取扱おうとしたの

入れられた者一〇名(いずれも卒)が第一案では永世分与に含ま かなり低くなっている者が多い。なお最終的には終身分与に組み かなり低くなっている者が多い。なお最終的には終身分与に組み かなり低くなっている。個人別でみれば、千賀与八郎が決定高よりかな り高くなっている。個人別でみれば、千賀与八郎が決定高よりかな り高くなっている。個人別でみれば、千賀与八郎が決定高よりかな なっている。個人別でみれば、千賀与八郎が決定高よりかな り高くなっているのは例外的存在で、あとは決定高とほぼ同じか、 かなり低くなっている者が多い。なお最終的には終身分与に組み かれられた者一〇名(いずれも卒)が第一案では永世分与に含ま かれられた者一〇名(いずれも卒)が第一案では永世分与に含ま ないないた者一〇名(いずれも卒)が第一案では永世分与に含ま かなり低くなっている者が多い。なお最終的には終身分与に含ま ないないた者一〇名(いずれも卒)が第一案では永世分与に含ま かなり低くなっている者が多い。なお最終的には終身分与に含ま ないないるがまとなっているが、土族だけで分与高の約半分を占めて

えても最終決定段階の人数と比較すれば半数にも達しない状態でえても最終決定段階の人数と比較すれば半数にも達しない状態で表でもしたいえる。また第三表にはなかる。た「民籍」・「神職・寺僧」が新たに見られる。高二一石余の民籍三名のうち二名は医者であった。一方草莽諸隊については、終籍三名のうち二名は民者であった。一方草莽諸隊については、終籍三名の方ち二名は民者であった。一方草莽諸隊については、終籍三名の方といえる。またこのほか草莽隊一九八名に対し高にあったといえる。またこのほか草莽隊一九八名に対し高にあったといえる。またこのほか草莽隊一九八名に対しては、終語では、ところで終身分与を予定された者の中では卒の数が多く、あった。ところで終身分与を予定された者の中では卒の数が多く、あった。ところで終身分与を予定された者の中では卒の数が多く、

以上にふえている。最高の四〇〇石を分与される予定の者は、第が分配される予定になっていて、第一案より石高・人数とも二倍さると、徳川家の取得分が二〇〇〇石に減少し、かわりに王政復すると、徳川家の取得分が二〇〇〇石に減少し、かわりに王政復たものであるが、内訳は第五・六表の如くである。第一案と比較たものであるが、内訳は第五・六表の如くである。第一案と比較に、永世・終身分与分が大幅に入れ替り、軍功の人数も微増してに、永世・終身分与分が大幅に入れ替り、軍力の人数も微増している。最一家については前述の通り、四年一二月に大蔵省へ提出され第二案については前述の通り、四年一二月に大蔵省へ提出され

の後大幅に修正されて第二案の作成に至った。

最終的に永世分与の方へ組み込まれていることから、第一案はそあった。なお、第一案の終身分与受給予定者の中で一三九名は、

第5表 第2案永世分与高·人数表

$\overline{N}$	1							1
		<u>,                                    </u>				数		石高×人数(石)
石髙(石)	士 族	士族厄介	卒	卒厄介	民 籍	草莽	計	石岡へ八数(石)
400	2 (1)	0	0	0	0	0	2 (1)	800
350	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	350
280	1 (1)	. 0	0	0	0	0	1 (1)	280
250	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	250
230	1	0	0	0	0	0	1	230
200	1	0	0	0	0	0	1	200
150	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	150
120	1	1	0	. 0	0	0	2	240
100	6 (6)	0	0	0	- 0	0	6 (6)	600
90	0	1	0.	0	0	0	1	90
70	2 (1)	1(1)	1(1)	. 0	1(1)	0	5 (4)	350
68	0	0 -	1	0	0	0	1	68
65	2	0	0	0	0	0	2	130
50	2 (1)	1(1)	2(2)	0	0	0	5 (4)	250
45	0	0	0	0	1(1)	0	1 (1)	45
40	4	4	4	0	0	0	12	480
35	2 (2)	2(2)	5(5)	0	2(2)	0	11(11)	385
33	5	0	2	0	0	0	7 '	231
25	8	3	34	. 0	0	0	45	1, 125
20	23	27	38	1	0	4	93	1,860
15	4	4	5	0	2	14	29	435
10	0	0	1	0	0	0	1	10
8	8	32	11	0	0	. 0	51	408
6	0	0	1	0	0	0	1	6
計	75(15)	76(4)	105(8)	1	6(4)	18	281(31)	_
石高合計	4, 529	1, 491	2, 428	20	215	290		8, 973(2, 940)

註()内は国事尽力者の数ないし石高。他は軍功の者で第6表以下も同じ。

第	6 表	第2	案終身分与高	•	人数表
---	-----	----	--------	---	-----

			AD 0 3X	A, - X	ボカルコ	71C4 /	<b>XX 1X</b>		
			人			数			T - 1 * 1 * 1 T - 1
石高(石)	士 族	士族厄介	卒	卒厄介	民 籍	神職・ 寺 僧	草莽	計	石高×人数(石)
150	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	300
100	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	200
70	2 (1)	0	0	0	0	0	0	2 (1)	140
40	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	80
35	3 (3)	0	0	0	0	0	0	3 (3)	105
25	0	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	25
20	5 (4)	0	6 (6)	0	4 (1)	0	0	15(11)	300
15	1 (1)	1 (1)	8 (4)	2 (2)	2 (2)	2	0	16(10)	240
10	0	0	21	0	0	0	198	219	2, 190
9	0	0	0	0	1	11	0	12	108
7	0	0	2	0	0	0	0	2	14
6	0	0	40	0	0	0	0	40	240
5	0	0	1	0	0	0	0	1	5
計	17(15)	2 (2)	78(10)	2 (2)	7 (3)	13	198	317(32)	_
石高合計	940	40	709	30	119	129	1,980	_	3,947 (1,150)

草莽の取扱いは決定高と比較すればなお軽いといわざるをえない。

のと、終身から永世の方へ入れ替わった者一三九名、その逆が一

さて、第一案との人数の変動は、国事尽力者三一名が加わった

第7表,第3案永世分与高,人数表

			<del>, .</del>				<del></del>
		人			数		石高×人数(石)
石高(石)	士 族	士族厄介	卒	卒厄介	民 籍	計	
400	2 (1)	0	0	0	0	2 (1)	800
350	1 (1)	Ó	0	0	0	1 (1)	350
280	1 (1)	Ó	0	0	0	1 (1)	280
250	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)	250
230	1	0	0	0	0	1	230
200	1	0	0	0	0	1	200
150	1 (1)	0	0	0	0 .	1 (1)	150
120	1	1	0	0	0	2	240
100	6 (6)	0	0	0	0	6 (6)	600
90	0	1	0	0	0	1	90
70	2 (1)	1 (1)	1 (1)	0	1 (1)	5 (4)	350
68	0	0	1	0	0	1	68
65	2	. 0	0	- 0 -	0	2	130
50	3 (1)	1 (1)	2 (2)	0	0	6 (4)	300
45	0	0	0	0	1 (1)	1 (1)	45
40	5	4	4	0	0	13	520
35	2 (2)	2 (2)	5 (5)	0	2 (2)	11(11)	385
33	5	0	2	0	0	7	231
30	1 (1)	0	0	0	Ö	1 (1)	30
25	9 .	3	34	. 0	0	46	1, 150
20	25	28	0	i	0	54	1,080
15	4	4	5	0	2	15	225
12	0	0	39	0	0	39	468
10	. 0	0	3	0	0	3	. 30
. 8	8	31	11	0	0	50	400
6	0	0	1	. 0	0	1	6
計	81(16)	76 (4)	108 (8)	1 -	6 (4)	272(32)	. —
石高合計	4,714	1,503	2, 156	20	215	-	8,608 (2,970)

### 分与賞典禄の研究

第8表 第3案終身分与高・人数表

		人					数		石高×人数(石)
福(石)	士族	士族厄介	卒	卒厄介	民 籍	神職・	草 莽	計	石向 A 八数(石)
150	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	300
100	2 (2)	0	Ó	0	0	0	0	2 (2)	200
70	1 (1)	0 .	0	0	0	0	0	1 (1)	70
40	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	80
35	3 (3)	0	0	0	0	0	0	3 (3)	105
25	0	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	25
20	5 (4)	0	6 (6)	0	5 (1)	0	0	16(11)	320
17	0	0	0	0	0	0	1	1	17
16	0	0	0	0	0	0	3	3	48
15	1 (1)	1 (1)	6 (4)	2 (2)	3 (2)	2	2	17(10)	255
13.2	0	0	0	0	0	0	. 1	1	13. 2
12	0	0	1	0	0	0	2	3	36
11	0	0 .	0	0	0	0	8	8	88
10	0	0	20	0	0	0	7	27	270
9	0	0	0	0	1	11	0	12	108
8.5	0	0	0	0	0	0	10	10	85
8	0	0	0	0	0	0	12	12	96
7.5	0	0	0	0	0	0	4	4	30
7	0	0	. 2	0	0	0	35	37	259
6	0	0	1	0	0	0	48	49	294
5.5	0	0	0	0	0	0	70	70	385
5.25	0	0	0	0	0	0	24	24	126
5	0	0	3	0	0	0	136	139	695
4.5	0	0	0	0	0	0	80	80	360
1.2	0	0	39	0	0	0	0	39	46.8
ā†	16(15)	2 (2)	78(10)	2 (2)	9 (3)	13	443	563(32)	_
石高合計	870	40	503.8	30	154	129	2, 585. 2		4,312 (1,150)

事」という東京本邸側の意見があって除外されたものである。彼 士族厄介)の三名の名が消えている。殊に茅原田音吉の場合は、 に、茅原田音吉・若林鎌三郎・堀田辰之助(いずれも軍功で八石、 調査段階ですでに病死していた者が殆んどであった。これとは逆 族)ら一二名で、名古屋県貫属以外の士族や戦死者、または分与 〇石の野崎弥七郎(討死士族)、国事尽力で三〇石の水野忠雄 は、軍功で五〇石の安在七郎左衛門(笠松県貫属士族)、軍功で四 名が第二案より減少したことである。第三案で新たに加わった者 ているのに対し、草莽一八名が永世分与分から姿を消し、差引九 りであるが、第二案と異なる点は、士族と卒が合せて九名増加し 分だけ少なくなっている。さて、永世分与については第七表の通 面、永世分与の方は人数が若干減少し、石高も終身分与がふえた 与予定者が大幅にふえており、その分だけ石髙も増加している反 よいが、決定額からすれば草莽隊の処遇はまだ十分とはいえない。 の支給に比較して、石高・年限ともに大きく改善されたといって 合計高の約半分に相当するもので、第一案の三ヵ年間一一四四石 〇石を給与されることになっていて、この石高の合計は終身分与 〇石の間宮六郎と尾崎八衛であった。また草莽隊一九八名は各 者が高い石高を配分される予定となっており、その最高は高一五 って新規に加えられた者は殆んどない。石高の面では、国事尽力 は前述の永世分与と終身分与の入れ替え分を差引くと、 「陣代茅原田音吉へ被下候御印章、御取消不相成して難成条理之 では次に第三案の検討に移るが、第三案は、人数の上で終身分 軍功によ 主

が予定者からはずされた理由は不明であるが、何らか不都合なことがあったと思われ、外の二名も同様であったと推察される。とがあったと思われ、外の二名も同様であったと推察される。とがあったと思われ、外の二名も同様であったと社道りである。この第三案が第二案と大きく相違する点は、草莽が大幅に増加したことである。第二案で永世分与に含められていが大幅に増加したことである。第二案で永世分与に含められていが大幅に増加したことである。第二案で永世分与に含められていが大幅に増加したことである。第二案で永世分与に含められていが大幅に増加したことである。第二案と大きく相違する点は、草莽が上間的に多く、第三案より分与高を削減された者が多数にのぼが正倒的に多く、第二案より分与高を削減された者が多数にのぼが上間のに多く、第二案より分与高を削減された者が多数にのぼが予定者からはずされた理由は不明であるが、何らか不都合なこの減少高三六五石と、終身分与の卒の減少分二〇五石余などをもの減少高三六五石と、終身分与の卒の減少分二〇五石余などをもの減少高三六五石と、終身分与の卒の減少分二〇五石余などをもの減少高三六五石と、終身分与の卒の減少分二〇五石余などをもの減少高三六五石と、終身分与の卒の減少分二〇五石余などをもの減少高三六五名が、何らかには、中にないませい。

を分与されるはずだった卒銃隊三九名が一石二斗と大幅に削られ、高一五石で名は不明)、丹羽釩吉(高一〇石)が消え、また六石であるが、卒は人数の変化がないかわりに頒与高が第二案より二であるが、卒は人数の変化がないかわりに頒与高が第二案より二をあるが、卒は人数の変化をみると、士族が一名減少している。これまた草莽以外の変化をみると、士族が一名減少している。これまた草莽以外の変化をみると、士族が一名減少している。これまた草莽以外の変化をみると、士族が一名減少している。これ

って補充した勘定になる。

逆に三輪榊丸(一二石)と石川勘次郎・村瀬次郎(各五石)の三

成しているので、四年の暮もおしせまった頃に完成したか、ない成しているので、四年の暮もおしせまった頃に完成したか、ないれる。では民籍の変化はというと、二名(計三五石)の増加がいえる。では民籍の変化はというと、二名(計三五石)の増加がいえる。では民籍の変化はというと、二名(計三五石)の増加がいえる。では民籍の変化はというと、二名(計三五石)の増加がいえる。では民籍の変化はというと、二名(計三五石)の増加がいえる。では民籍の変化はというと、二名(計三五石)の増加がいえる。では民籍の変化はというと、二名(計三五石)の増加がいえる。では民籍の変化はというと、二名(計三五石)の増加がいえる。では民籍の変化はというと、二名(計三五石)の増加がいえる。では民籍の変化はというと、二名(計三五石)の増加分に切下げられたのは注目に値し、この卒の減少高が草莽の増加分に切下げられたのは注射を示されている。殊に三九名の卒が、六石から一石二斗名が新たに加わっている。殊に三九名の卒が、六石から一石二斗名が新たに加わっている。殊に三九名の卒が、六石から一石二斗名が新たに加わっている。殊に三九名の卒が、六石から一石二斗名が新たに加わっている。

## 四 分与賞典禄の決定

しは五年の正月早々にできたかと思われる。

にその分だけ終身分与高が減少した。この最終決定がいつなされ与に切換えられ、ために永世分与の石高が二九三石余増加し、逆第九・一〇表にあるように終身分与の草莽のうち二七名が永世分は、第三案で出された人名と分与高には全く変化がないかわりに、は、第三案で出された人名と分与高には全く変化がないかわりに、は、第三案で出された人名と分与高には全く変化がないかわりに、は、第二次の対策を加えたが、ここ前節で有功士卒に対する分与案について考察を加えたが、ここ

主に旧藩の領民や尾張藩とは全く関係のない浪士らが結集された

下付されたものなので、第一案では国事尽力者は分与の対象から 事に尽力した者三二名に二九七〇石を分割したが、国事尽力者は 第九表の如く、八九〇〇石余を二九九名に配分した。このうち国 するかが問題となったのである。その結果、永世分与については 従って分与高調査段階では、決められた石高をいかに公平に分配 第二案以降徳川家の取り分と招魂社の分は全く変化していない。 る招魂社の祭典費及び営繕費用として八○石が充てられたわけで、 川家の取得分二〇〇〇石、それに戊辰戦争で戦死した藩士等を祀 るが、全体をみると有功の者に分与した高は一万二九二〇石、徳 ている者たちである。そして草莽二七名に分与がなされているが、 名が終身卒の待遇を与えられ、残り四人は終身士列の処遇をうけ といえよう。これに対し民籍の六名は、一五石の分与を受けた二 れた石高は五三%に達しており、やはり身分制の影響が強かった 士族と士族厄介の合計数は卒を上回っている。殊に士族に与えら る。さて身分別でみると永世分与は、卒の数が多くなっているが、 いわけにはいかなかったので、重立った者に分与したと考えられ 除外されたが、やはり王政復古に力を尽した者に賞禄を頒与しな 三分の一に達している。そもそも徳川家の賞典禄は軍功によって 比較的高い石高を与えられており、一割強の人数に対し石高は約 えられる。さて、この分与決定高について特徴を述べることにす たかは未詳であるが、第三案と時期的にはあまりかわらないと考 いずれも一七石以下と石高の面では少額である。しかしながら、

第9表 永世分与決定高・人数表

		人				数		石高×人数(石)
石高 (石)	士 族	士族厄介	卒	卒厄介	民 籍	草莽	計	石尚へ入奴(石)
400	2 (1)	0 .	0	0	0	0	2 (1)	800
350	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	350
280	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	280
250	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	250
230	1	0	0	0	0	0	1	230
200	1	o	0	0	0	0	1	200
150	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	150 ·
120	1	1	0	0	0	0	2	240
100	6 (6)	0	0	0	0	0	6 (6)	600
90	0	1	0	0	0	0	1	90
70	2 (1)	1 (1)	1 (1)	0	1 (1)	0	5 (4)	350
68	0	0	1	0	0	0	1	68
65	2	0_	0	0 '	0	0	2	130 .
50	3 (1)	1 (1)	2 (2)	0	0	0	6 (4)	300
45	0	0	0	0	1 (1)	0	1 (1)	45
40	5	4	4	0	0	0	13.	520
35	2 (2)	2 (2)	5 (5)	0	2 (2)	0	11(11)	
33	5	0	2	0	0	0	7	231
30	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	i
25	9	3	34	0	0	0	46	1,150
20	25	28	0	1	0	0	54	1,080
17	0	0	0	0	0	1	1	17
16	0	0	0	0	0	3	3	48
15	4	4	5	0	2	2	17	255
12	0	0	39	0	0	2	41	492
11	0	0	0	0	0	8	8	88
10	0	0	3	0	0	3	6	60
8.5	0	0	0	0	0	1	1	8.5
8	8	31	11	0	0	3	53	424
6	0	0	1	0	0	4	5	30
計	81(16)	76 (4)	108 (8)	1	6 (4)	27	299(32)	_
石高合計	4, 714	1, 503	2, 156	20	215	293.5	-	8,901.5 (2,970)

### 分与賞典禄の研究

第10表 終身分与決定高・人数表

		人					数		
						LLTEU.	·		石高×人数(石)
石高 (石)	士 族	士 族 厄 介	卒	卒厄介	民 籍	神職・寺 僧	草莽	計	
150	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	300
100	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	200
70	1 (1)	0	0	0	0	0	0	1 (1)	70
40	2 (2)	0	0	0	0	0	0	2 (2)	80
35	3 (3)	0	0	0	0	0	0	3 (3)	105
25	0	1 (1)	0	0	0	0	0	1 (1)	25
20	5 (4)	0	6 (6)	0	5 (1)	0	0	16(11)	320
15	1 (1)	1 (1)	6 (4)	2 (2)	3 (2)	2	0	15(10)	225
13.2	0	0	0	0	0	0	1	1	13. 2
12	0	0	1	0	0	0	0	1	12
10	σ	0	20	0	0	0	4	24	240
9	0	0	0	0	1	11	0	12	108
8.5	0	0	0	0	0	0	9	9	76.5
8	0	0	0	0	0	0	9	9	72
7.5	0	0	0	0	0	0	4	4	30
7	0	0	2	0	0	0	35	37	259
6	0	0	1	0	0	0	44	45	270
5.5	0	0	0	0	0	0	70	70	385
5. 25	0	0	0	0	0	0	24	24	126
5	0	0	3	0	0	0	136	139	695
4. 5	0	0	0	0	0	0	80	80	360
1.2	0	0	39	0	0	0	0	39	46.8
計	16(15)	2 (2)	78(10)	2 (2)	9 (3)	13	416	536(32)	_
石高合計	870	40	503.8	30	154	129	2, 291. 7	_	4,018.5 (1,150)

働きがいかに大きかったかを象徴している。なお、草莽も含めたの家臣になるといった意味をもつ)されたということは、彼らのもこれだけ永世分与(さしずめ江戸時代であったら、新規召抱え集団、すなわち譜代の家臣団でない草莽に対し、少額ではあって

戦死者一六名は全員永世分与をうけている。

目に値しよう。民籍の者九名は、五名が医者で、外に一名が終身合計四○一八石余が給与された。ここでも国事尽力者は上位を占め、とくに二五石以上はすべて国事に奔走した者たちによって占められ、また一五石が最低高となっている。それに士族も一しかすぎないが、石高は二八%余に達している。それに士族も一しかすぎないが、石高は二八%余に達している。それに士族も一しかすぎないが、石高は二八%余に達している。それに士族も一人が対し、卒の人数は意外に少なくて草莽が圧倒的に多く、草莽れに対し、本では四分の三以上、石高でも五七%を占めている点は注は数の上では四分の三以上、石高でも五七%を占めている点は注は数の上では四分の三以上、石高でも五七%を占めている点は上では、第一〇表にみる通り、五三六名に対した。

三戦に参加した者が永世、片貝・榎峠ないし奥羽の館ケ岡・今泉とが問題とされたようである。つまり北越の雪峠・片貝・榎峠の明確であるが、軍功の場合、当初は実戦に何度臨んだかということ終身の区別をいかなる基準で行なったかという点については不と終身の区別をいかなる基準で行なったかという点については不と終身の区別をいかなる基準で行なったかという点については不と終身の区別をいかなる基準で行なったかという点については不い者が多く加えられたという傾向が表われている。さてこの永世が含まれ、一方終身分与には、勿論が表

最前線で実戦に参加した草莽は、人数の点から考えて、全員が恩数字から草莽の功績がいかに大きかったかが推察されるし、また

水めた形跡もある。 の二戦に加わった者は終身分与、戦闘に加わらなかった者には支 が、また草莽諸隊には適用されなかった。また各人の高を決定 調べたようであるが、あとで修正を加えたときにこの原則は若干 調べたようであるが、あとで修正を加えたときにこの原則は若干 調べたようであるが、あとで修正を加えたときにこの原則は若干 はない、といった方針があったようである。これに基づいて取 の二戦に加わった者は終身分与、戦闘に加わらなかった者には支

にはないでは、では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、第一条以来修正のたびに、尾張徳川家やしがなされ、次第にその数もふえていったように、尾張徳川家やしがなされ、次第にその数もふえていったように、尾張徳の指揮下で活躍した草莽諸隊にここで戊辰戦争に際し、尾張藩の指揮下で活躍した草莽諸隊に

大学にあった。 一表は、 この草莽の隊別分与賞典禄決定高を示したものであるから、この では二〇%となっている。 とであった。しかし、永世・終身分与をうけた者八三五名、 られた者も石高は一七石が最高で、それほど多くはない。つまり、 られた者も石高は一七石が最高で、それほど多くはない。つまり、 られた者も石高は一七石が最高で、それほど多くはない。つまり、 になった隊や、その他農兵隊ともいうべき諸隊を、正規の藩 帯順隊の如くたまたま尾張藩を通じて官軍に投じた関係から尾藩 帰順隊の如くたまたま尾張藩を通じて官軍に投じた関係から尾藩 になことであった。しかし、永世・終身分与をうけた者八三五名、 を計石高一万二九二〇石のうち、草莽の占める割合は人数では五 を計石高一万二九二〇石のうち、草莽の占める割合は人数では五 のから、もた、 では、 本では、 本の他農兵隊ともいうべき諸隊を、 正規の藩 にはことであった。 しかし、 、 本では、 本で

士分、三名が終身卒の待遇を与えられている。

### 分与賞典禄の研究

第11 表 草莽諸隊分与状況

		磅礴隊	集義隊	正気隊	帰順隊	ā†
石高(石		175 149 195	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *			āl
	17	0	0	1	0	1
٦.	16	0	0	1	.2	3
永	15	2	0	0	0	2
ŀ	12	1	0	0	1	2
	11	0	0	8	0	8
	10	3	0	0	0	3
	8.5	0	0	1	0	1
	8	3	0	0	0	3
世	6	1	0	0	3	4
	小 計	10 (102石)	0	11 (129.5石)	6 (62石)	27 (293.5石)
	13.2	0	1	0	0	1
	10	0	4	0	0	4
終	8.5	0	0	3	6	9
	8	6	3	0	0	9
	7.5	0	4	. 0	0	4
	7	16	19	0	0	35
	6	11	0	9	24	44
	5.5	0	40	30	0	70
	5. 25	0	0	24	0	24
	5	0	136	0	0	136
身	4.5	80	0	0	0	80
	小 計	113 (586石)	207 (1,140.2石)	66 (370.5石)	30 (195石)	416 (2,291.7石)
合	計	123 (688石)	207 (1, 140. 2石)	77 (500石)	36 (257石)	413 (2,585.2石)

三七名は各一二石、そして同三九名に対してはそれぞれに終身高三七名は各一二石、そして同三九名に対してはそれぞれに終身高かったこともわかる。なお別に、一〇〇名余の卒銃隊士が賞典禄あったこともわかる。なお別に、一〇〇名余の卒銃隊士が賞典禄あったこともわかる。なお別に、一〇〇名余の卒銃隊士が賞典禄あったこともわかる。なお別に、一〇〇名余の卒銃隊士が賞典禄あったこともわかる。なお別に、一〇〇名余の卒銃隊士が賞典禄あったこともわかる。なお別に、一〇〇名余の卒銃隊士が賞典禄にあずかったと思われる。幕末・維新期には多くの藩で農兵の禄にあずかったと思われる。幕末・維新期には多くの藩で農兵の

> □○石)であった。そして帰順隊は、長官三木七郎正邦・副長官 書地太郎義信が各永世一六石(第二案はいずれも永世一五石)、 真貝虎雄は同一二石(第二案は永世一五石)となっていた。 ところで、分与高が決定した者に対しては次のような徳川慶勝 ・義宜父子連名の黒印状が交付された。

間宮六郎

明治四年御一新後国事尽力ニ因り、為賞典如斯終身令分与者也、高百五拾石

辛未九月

一石二斗が分与されている)が、銃隊士の数は草莽が圧倒的に多

従三位徳川義宜甸

右は終身一五〇石を給せられた間宮六郎宛の黒印状であるが、右は終身一五〇石を給せられた間宮六郎元の黒印状であるが、四年九月に交付されたものの黒印状は明治四年九月付であるが、四年九月に交付されたものの黒印状は明治四年九月付であるが、四年九月に交付されたものの黒印状は明治四年九月付であるが、四年九月に交付されたものではなく、この月より分与するという意味であり、黒印状であるが、のではなく、この月より分与するという意味であり、黒印状であるが、のではなく、この月より分与するという意味であり、黒印状であるが、のではなく、この月より分与するという意味であり、黒印状であるが、のではなく、この月より分与するという意味であり、黒印状であるが、のではなく、この月より分与するという意味であり、黒印状であるが、

同一五石)、討死した本多又蔵ら四名は同一一石(第二案では同

免罪になったためである。世二五石と一五石が、六年三月に追加分与された。これは両名が卒)の二名に、徳川家の取り分二〇〇〇石のうちからそれぞれ永

最後に、四年九月以降支給される分与高が決定した際に徳川家では、二・三年分の賞典禄から軍功の士卒に分配金を下付したのに続いて、四年正月から八月までの八ヵ月分の賞典禄を配分する計画をたてた。これは二年分の分配金と同様、三分の一の高五〇分を受けることが決定した者に分賦するものである。また、四年九月よりの分与賞典禄に漏れた者のうち、二年分の分配金を酒肴村の名目で一回限り支給された、いわゆる実戦に参加しなかった出征士卒に対し、隊長に一〇〇円、軍目付に二〇円、小隊司令に出征士卒に対し、隊長に一〇〇円、軍目付に二〇円、小隊司令に出征士卒に対し、隊長に一〇〇円、隊士には隊ごとに何百円という具合に慶勝の手元金から特別に一時金(総額二二四二円)を支う具合に慶勝の手元金から特別に一時金(総額二二四二円)を支う具合に慶勝の手元金から特別に一時金(総額二二四二円)を支う具合に慶勝の手元金から特別に一時金(総額二二四二円)を支う具合に慶勝の手元金から特別に一時金(総額二二四二円)を支う具合に慶勝の手元金から特別に一時金(総額二二四二円)を支う具合に慶勝の手元金からかして、検討は後日に譲る。

むすびにかえて

た者にはすでに明治二年二月に賞与を実施していた関係上、当初〇石の賞典禄を新政府から給付されたが、戊辰戦争に戦功のあっ分与したかについて検討した。その結果、徳川家は高一万五〇〇以上、尾張徳川家が維新期の功労士卒に対し、いかに賞典禄を

心的戦闘用員として最前線で戦ってきたと考えられ、賞典禄の配

る。この草莽隊はすべて銃で武装しており、当然尾張藩部隊の中に分与賞典禄が支給されたのであって、草莽の活躍ぶりが窺われたが、最終的には第一線での実戦参加者全員と思われる四四三名て、広く恩典を施した。殊に草莽の処置については極めて苦心しで大きな功績をたてた草莽諸隊にも全体の五分の一の石高を割当

高の約三二%)という比較的高い分与高となった。一方軍功の者

結局国事尽力者六四名(全体の八%弱)には四一二〇石(分与総

準になって決定され、結果は従来の身分制に則りながらも、実戦

への分与は、実戦にどれだけ参加したかといったことが主たる基

分与の特徴は、従来の身分制を尊重しながらも、新しい勢力(草 族が優遇されていることも見逃せないので、尾張徳川家の賞典禄 **県と徳川家が汲取ったことは評価できよう。しかし一方では、士** 典禄の分与を強く希望していた証拠でもあり、この欲求を名古屋 分から除外するわけにはいかなかった。裏をかえせば、草莽が賞 葬)への対応も怠らなかったという二面性をもつ点であった。

事情にあったとみられる。 禄の分与は、いわば藩ないし県と旧藩主家が協力せねばできない 離された際、旧家臣団は蕃庁側の管轄下にはいったために、賞典 質のものと考えられるが、版籍奉還によって旧藩主家と藩庁が切 れた賞禄であるから、これらの事務手続は徳川家で行ならべき性 県が原案を作成し、これに徳川家の意向を反映させて修正すると などについては藩の軍事掛が行ない、四年の石高分割に際しても 分配金は、徳川家が藩に現金を引渡したのみで、分与金額の決定 屋県にその事務が委任されていたとみられる。特に二・三年分の いった手続がとられたとみられる。本来は徳川慶勝父子に給付さ また賞典禄の分与額決定作業については、名古屋藩ないし名古

すべて取上げられなかった。 るかわりに別の者へ加増を願ったりする者もあったが、これらは のちに恩典にあずかるべき者を推薦したり、自己の賞秩を返上す 上述のように分与賞典禄が決定すると、やはり不満もでてきて、

たい。それは明治六年末に、一〇〇石未満の家禄・賞典禄を有す 最後に、賞典禄に関して残された問題を指摘しておくことにし

> 布告が出され、尾張徳川家の分与賞典禄にも変動があらわれるが、(28) この賞禄奉還の問題、それに徳川家による賞典禄の使途の問題が あるので、これは別稿を期することにしたい。

意を表する次第である。 生をはじめ所員の方々に大変御世話になった。ここに深甚の謝 本稿の作成に当たり、徳川林政史研究所長所三男先

(3) 「三世紀事略 四」三二三頁。 (4) 「賞典調鸖」。 (2) 幕末の動向については『愛知県史』第三巻第一章第一節、戊辰戦争 (1) 深谷博治『新訂華士族秩禄処分の研究』(吉川弘文館)二一八~二二 については「三世紀事略 七」(『名古屋整鸖』第五巻)を参照した。 下山三郎『近代天皇制研究序説』(岩波鸖店)一七三~一八八頁など。 七頁、丹羽邦男『明治維新の土地変革』(御茶の水鸖房)七四~七九頁

- 5 『愛知県史』第三巻、五一~四頁。
- (6) 「明治二年ゟ 御賞典一巻」 二五丁表に、「御賞典録之三分一出兵(稼) 之輩五被下金、藩五御下ヶ方之儀。付、当閏十月御申聞之趣有之」とある

による。 (7) 同右史料二丁表~四丁裏。

- (8) 「御賞典録御分配金請取帳」によると、二月と三月及び六月と七月 の日付を記した受領証がある。また、表紙に「御賞典御分与人別所附」 九月には分配が完了したとみてよい。 辛未(明治四年)九月付で分配金の残額を精算した計算費があるので、 とある冊子中の「北越・奥羽出兵之輩エ巳年御賞典禄分配金等調帳」に
- (9) 前掲「御賞典録御分配金詂取帳」にある金額を計算すると、第一表 の数字より若干少なくなる。但し、酒肴料の合計は一〇〇〇円余となっ

D~Hグループの者たちが一時金の支給を受けたものと考えられる。 て第一表のD~Hの合計金額一○七三円五○銭に近い数字となるため

<u>19</u>

- 西尾豊作『子爵田中不二麿伝(尾藩勤王史)』三〇三~四頁。 『同右』三〇四頁。 (12) 『同右』三〇一~三頁。
- 『同右』三〇三頁。
- た五八二一円七四銭四厘程になると考えられる。 される。そこで三年分の配分額は六一七六円余から三五四円余を差引い 料の二年分の分配額は一万一四三五円一九銭五厘五毛となっていて、実 よると、三年分の分与額は六一七六円四銭八厘五毛とある。しかし同史 **与額には、二年分へ差加えた三五四円余程度が含まれているものと推定** の内三八三円三三銭一厘二毛を加えている。従って前者史料の三年分分 年分の賞典禄三分の一の代金だけでは分与総額に不足し、三年分賞典禄 際の分与額一万一七八九円五○銭より三五四円三○銭四厘五毛少ない。 一方、「北越・奥羽出兵之輩エロl年御賞典禄御分配金等調帳」では、二 「明治二己巳年ョリ同六癸酉年マテ 御賞典禄御勘定帳」五丁表に
- 『法令全書』明治四年九月大蔵省第六四号布告。
- 史料仮番号八四。 (17) 史料仮番号四一・四二。
- (1) 「賞典録一件 七」一丁装。この史料は、名古屋側で作成した分与 取調帳に対する東京側の意見と考えられるが、年代は未詳である。本文 たものと思われる。 えているので、黒印状は最終決定をまたずにある程度作成されつつあっ 状がすでに下付されているように受けとれるが、彼は第三案から名が消 に掲げた部分では、茅原田音吉に対し慶勝・義宜連印の賞典禄分与黒印

者はここに名が記されている。 替」(「賞典録一件 また若林・堀田(ともに陣代)につい て は、「御黒印之内御取消并調 七」五丁表)に名が載っている。以下異動のあった

- 二案のもので最終決定高ではない。従って同書は、第二案の史料に基づ 終身分与・招魂社のそれぞれの石高)が記されているが、この数字も第 与予定者に加えているのは本稿でいう第二案のみである上に、また同書 いて記述されたことが明らかである。 三〇五頁に徳川家に支給された賞典禄の分配内訳(徳川家・永世分与・ 織江に賞典禄七○石が給与されたとあるが、これは誤りである。彼を分 註(18)に同じ。なお前掲『子爵田中不二麿伝』二九七頁に、五味
- (20) 「賞典調書」三九丁表。 (21) 「賞典録一件 七」八一丁に、徳 川家の白井武啓が発した照会状の写しがある。
- 更に一通別の綴に保存されている。 (23) 五年二月二三日に受取っている者が多くみられる。 「分与賞典録請書綴」に返上された黒印状五二通が綴られており、 「賞典録御墨印受領状」に
- 「賞典禄分与御届」の写し(「賞典禄取調帳 四」所収)による。
- 25 「賞典録一件 七」一二丁表。
- 「同右」九丁表~一一丁表及び三三丁。
- 定した(「賞典録一件 七」二丁表)。 が、一部ではこれに五〇〇石加え、功労者のうちで分与賞典禄に溺れた といった意見もあったが、結果は東京側の意向もあって二〇〇〇石と決 者などが万一あった場合にこの五○○石の中から追加分賦するように、 徳川家の取り分は、当初一〇分の一の一五〇〇石を予定 して いた
- 『法令全書』明治六年一二月二七日太政官第四二五号布告。
- 分活用できなかった点をお断わりしておく。 御指摘いただいた。ここに感謝の意を表する次第であるが、本稿では十 「尾張藩草莽隊始末攷」(「東海学園女子短大紀要」一号)のあることを 本稿作成後、髙木俊輔氏より有益な御教示を得、また長谷川